

いつもお世話になります。

台風 21 号と北海道胆振東部地震により被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。今月の「知っとこ！「税務のママ知識」」では、災害損失の繰戻還付と災害損失特別勘定についての税制措置のお話を記載しています。

今月もよろしくお願い致します。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

不自由を常と思えば  
不足なし

徳川 家康  
(名言・座右の銘より)

自分の経験は、どんなに小さくても、  
百万の他人の経験より  
値打ちのある財産である。

レッシング (ドイツの劇作家)  
『元氣手帳 3 より』

## 今月のいろいろ「掲示板」

### 【小学生のための簿記講座】

8 月 9 日に小学 3 年生以上対象に簿記講座を今年も開催しました。第 4 回目となる今回は過去最多の 26 名の小学生が参加してくれました。お菓子屋さんをテーマに朝 10 時から 12 時までの 2 時間という短い時間でしたが、少しでも小学生のみんなに簿記や税理士を身近に感じてもらえるきっかけになったら嬉しいです。



# 知っとこ！「税務のマメ知識」

## ❖ 災害損失の繰戻還付と災害損失特別勘定 ❖

台風 21 号により被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

今回は税制措置のお話をしたいと思います。

被災した法人が受けられる税制措置として、平成 29 年度税制改正において常設化された「被害損失の繰戻しによる法人税額の還付」が挙げられます。災害発生日から 1 年経過日までの間に終了する各事業年度に、棚卸資産等に係る災害損失が生じた場合、その災害損失の金額を基に計算される一定の法人税額の還付を受けられるというものです。青色申告書を提出する法人については対象の欠損金の繰戻還付では前々期まで遡れる点が特徴です。また、災害の規模にかかわらず適用可能で、大企業でも適用できます。

この繰戻還付の適用にあたり、災害発生日から一定期間内に修繕等による支出が見込まれるものも災害損失の額に含めることが可能です（法共通 17-2-8）。この現時点では発生していないものの、修繕費等の支出が見込まれる額を損金算入させる仕組みは、「災害損失特別勘定」と呼ばれます。災害のあった日から 1 年以内に支出にすると見込まれるものとして、適正に見積もることができるものが対象で、この災害損失特別勘定へ繰り入れるには、損金経理が要件とされています。

なお、繰戻還付の適用は仮決算による中間申告でも可能です。

引用：週刊税務通信



## 事務所あれこれ日記

所員兒玉誕生日を迎え、また一つ無事に年をとることができました。恐縮ながら、綿密なお祝いをしていただき、ありがたい気持ちでいっぱいです。もうそろそろ、数字のろうそくはなくてもいいかなあと考えています。



AOKI LICENSED TAX ACCOUNTANT OFFICE

### 青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com



スタッフ紹介更新しました！